

秋田市産後ケア事業受託事業者募集要項

秋田市では、令和7年度秋田市産後ケア事業の受託事業者を下記のとおり募集します。

なお、今後の予算の状況によっては、内容に変更があり得ることをあらかじめご承知おきください。

記

1 募集に関する事項

- (1) 募集を行う事業
秋田市産後ケア事業
- (2) 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (3) 業務内容
仕様書のとおり

2 応募要件

事業を円滑かつ安定して実施できる法人又は団体もしくは個人で、次の要件を満たすこととします。

- (1) 秋田市内に実施場所を有していること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 秋田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (5) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。
- (6) 本事業を行う助産師等が12か月以上の職務経験を有していること。

3 スケジュール（予定）

- (1) 募集開始
令和7年3月14日（金）
- (2) 募集要項等についての質問受付
令和7年3月14日（金）から令和7年3月17日（月）まで
- (3) 募集要項等についての質問回答
令和7年3月18日（火）予定
- (4) 応募書類の受付
令和7年3月14日（金）から令和7年3月21日（金）まで

- (5) 審査結果の公表
令和7年3月下旬

4 質問および回答

質問については、子ども健康課へのEメール又はFAXにより受け付けます。ただし、質問内容は、募集に関して必要な項目のみとします。なお、口頭による質問は受け付けませんので、ご了承ください。

※Eメールの件名は、「秋田市産後ケア事業受託事業者募集に係る質問」とすること。

- (1) 提出書類

「質問票」

- (2) 受付期間

令和7年3月17日（月）午後5時15分まで

- (3) 提出先

秋田市子ども家庭センター子ども健康課

Eメールアドレス ro-chhl@city.akita.lg.jp

FAX 018-883-1173

- (4) 回答方法

令和7年3月18日（火）に子ども健康課ホームページに掲載する予定です。なお、質問の回答は、本要項の追加事項として取り扱うものとします。

5 応募方法

- (1) 提出書類

各様式は、子ども健康課ホームページに掲載していますので、応募者においてダウンロードしてください。

- (2) 受付期間

令和7年3月14日（金）から令和7年3月21日（金）正午まで

- (3) 提出先

〒010-0976 秋田市八橋南一丁目8番3号

秋田市子ども家庭センター子ども健康課（秋田市保健所2階）

- (4) 提出方法

提出書類一式を、子ども健康課に持参（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）してください。

6 委託契約候補事業者の選定

秋田市子ども未来部業者選定審議部会において応募要件を確認のうえ、委託契約候補事業者として選定します。選定に当たっては、必要に応じてヒアリング又は実地調査を行う場合があります。

選定結果は、応募者に通知します。その後、見積書を提出していただき、市の予定価格を超えないすべての事業者と3月中に契約を締結する予定です。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された申込書等は、返却しません。
- (3) 令和7年度以降の予算について減額又は削除があった場合や、その他不測の事態が生じた場合は、事業内容の変更や、契約を締結しないこともあり得ます。また、その場合にあっても、申込書等は、返却しません。
- (4) 提出書類の提出後に辞退する際には、辞退届（様式は任意）を提出するものとします。
- (5) 提出された申込書等は、秋田市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開されることがあります。
- (6) 申込書等の提出に関する問合せ先

〒010-0976

秋田市八橋南一丁目8番3号

秋田市子ども家庭センター子ども健康課（秋田市保健所2階）

母子保健担当

直通 018-883-1175

FAX 018-883-1173

Eメール ro-chhl@city.akita.lg.jp